

(事 務 連 絡)
令和2年7月30日

通所系サービス事業所 各位
居宅介護支援事業所 各位

大牟田市福祉課介護保険担当課長
吉澤 恵美

本年7月6日の豪雨による帰宅困難利用者に係る介護報酬の算定について

日頃より本市の介護保険行政の推進にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年7月6日の豪雨により、道路冠水や通行止め及び利用者の自宅が浸水したことなどにより、通所事業所が利用者を自宅へ送迎できなかった事例が多くあることを確認しているところです。

このことから、大牟田市としまして、災害による利用者の負担増や通所事業所の対応等を鑑み、市独自に7月6日(月)の帰宅困難利用者に限り、下記の取扱いを行うこととしました。

つきましては、帰宅困難の利用者がおられた通所系サービス事業所は、当該取扱いについて、ご検討いただきますようお願いいたします。

記

【取扱内容】

通所系サービス事業所(通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護)については、該当利用者の同意が得られた場合に、7月6日(月)のサービス利用分に限り、介護報酬による延長加算を算定することを可能とする。

(当該取扱いで算定できる延長加算の単位は、サービス毎に最大単位まで可能。)

(例) 通所介護 13時間以上14時間未満の場合 250単位)

また、当該取扱いに限り、福岡県及び大牟田市への延長加算算定に係る事前の届出は不要とする。

【留意事項】

- ・当該延長加算の算定と宿泊(自費)の併用は不可とする。
- ・通所系サービス事業所は、必ず利用者から同意を得た上で、介護支援専門員と連携し算定すること。
- ・当該取扱いにおける請求にあたっては、通所系サービス事業所が作成する介護給付費明細書及び居宅介護支援事業所が作成する給付管理票のそれぞれに反映させるとともに、その経過等について、サービス提供記録や経過記録等に記録を残す。

すこと。

- 当該取扱いの実施による区分支給限度基準額の取扱いに変更はないこと。
- この取扱いは介護予防・日常生活支援総合事業は適用しない。
- 対象者が生活保護受給者の場合は、後日、市保護課へ「介護届」及び「利用表」を提出すること。

【問い合わせ】

大牟田市保健福祉部福祉課（介護保険担当）

介護サービス育成担当

TEL 41-2683 FAX 41-2662